

広島中央環境衛生組合建設工事競争契約入札心得

(平成 27 年 10 月 19 日告示 7 号)

(目的)

第 1 条 広島中央環境衛生組合管理者（以下「管理者」という。）が行う建設工事（以下「建設工事等」という。）の契約に係る入札その他の取扱いについては、法令又は条例若しくは規則等に特別の定めがあるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札方法)

第 1 条の 2 入札は次のいずれかの方法により行なうこととする。

- (1) 期日入札 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札公告又は指名通知書（以下「通知書等」という。）に表示した時刻までに入札会場に入るとともに、契約担当職員の指示に従い、必要事項を記載した工事の入札書（別記様式第 1 号）を入札箱に投入（以下「入札参加」という。）しなければならない。契約担当職員は、入札参加後直ちに開札する。
- (2) 期間入札 入札参加者は、通知書等に表示した入札期間内に入札参加しなければならない。契約担当職員は、通知書等に表示した開札期日に開札（以下「開札日開札」という。）を行う。

(入札保証金)

第 2 条 入札参加者は、入札執行前に、見積金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納入しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当職員等に提出しなければならない。
- 3 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。
- 4 前項の規定にかかわらず、落札者が納付した入札保証金は、その者が契約を結ばないとき又は入札に関し不正の行為があったときは、広島中央環境衛生組合に帰属する。

(入札等)

第 3 条 入札参加者は、設計書、仕様書、図面、現場等（以下これらを「設計図書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、設計図書等の内容について疑義があるときは、閲覧開始日の翌日から起算して 2 日以内（この期間の計算には、休日を含まないものとする。次項についても同じ。）を含まない

ものとする。次項においても同じ。)に設計図書等に対する質問書(別記様式第2号)を当該工事担当課に提出し、質問に対する説明を求めることができる。ただし、一般競争入札の場合は、入札公告に定めるところによる。

- 3 前項の質問書が提出された場合には、工事の担当課は閲覧開始日の翌日から起算して5日以内に設計図書等に対する質問の回答書(別記様式第3号)を作成し、当該工事担当課において閲覧に供しなければならない。ただし、一般競争入札の場合は、入札公告に定めるところによる。
- 4 期間入札した者又はその代理人のうち、管理者が別に定めるところにより認めるものは当該入札に係る開札日開札に立ち会うことができる。
- 5 開札日開札に当たっては、入札事務に関係のない職員1人以上を立ち合わせなければならない。ただし、前項の規定による開札日開札に立ち会う者がいる場合は、この限りでない。
- 6 入札参加者は、代理人をして入札させるとき又は開札日開札に立ち合わせるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 8 入札参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(予定価格事前公表による入札)

第3条の2 入札の執行前における予定価格の公表(以下「予定価格事前公表」という。)を行った場合は、入札参加者は、当該工事の入札金額の積算内訳書(別記様式第4号)(以下「内訳書」という。)を入札時に提出しなければならない。

- 2 前項の内訳書を提出しない入札参加者の入札は、当該案件に限り、入札を無効にする。
- 3 内訳書に記載した工事価格の金額と入札金額は一致しなければならない。
- 4 提出された内訳書は、返却しないものとする。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、前項に規定する入札を辞退するときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法によりその旨を申し出なければならない。
 - (1) 入札執行前には、入札辞退届(別記様式第5号)を契約担当職員に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
 - (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接

提出して行う。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間入札において特にやむを得ない理由がある場合は、入札の日程を変更することができる。

(無効の入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (4) 記名・押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 入札の執行前に予定価格を公表した場合の当該予定価格を超える価格の入札
- (10) 入札書の提出が重複した入札
- (11) 最低制限価格を設定した場合において、当該価格に満たない入札
- (12) 予定価格の事前公表を行った場合において、内訳書を提出せず、又は内訳書の記載事項に不備があった者の入札。ただし、落札の候補者とならなかった者のした入札については、この限りではない。
- (13) 管理者から内訳書に関し積算書類の提出の求めがあった場合において、これに応じない者のした入札。ただし、落札の候補者とならなかった者のした入札については、この限りでない。
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつ

て入札した者を落札者とする。ただし、次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める者を落札者とする。

- (1) 契約の内容に適合した履行がなされない、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合 令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者
- (2) 最低制限価格を設けた場合 令第167条の10第2項の規定により予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者
- (3) 令第167条の10の2の規定により総合評価一般競争入札を行った場合 予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。この場合の入札執行回数は、原則として、再度2回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、指名替え等を行うものとする。

2 入札金額の読み上げについては、各回とも最低入札金額のみについて行うものとする。

3 第1項の場合において、次の各号に掲げる者は、再度入札に参加できない。

- (1) 前の入札において入札に参加しなかった者
- (2) 第6条の規定により入札を無効とされた者
- (3) 最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格に満たない価格をもって入札をした者

4 第1項の規定にかかわらず、予定価格事前公表による入札の場合は、再度入札を行わないものとする。

(同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者に遅滞なくくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者（開札日開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金等)

第10条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を

納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 第2条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

3 契約の保証に関しては、前各項に規定するもののほか、広島中央環境衛生組合建設工事請負契約における契約保証に関する事務処理要領（平成27年10月16日制定）に定めるところによる。

（入札保証金等の振替）

第11条 契約担当職員において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

（建設リサイクル法の施行に伴う措置等）

第12条 落札者は、落札した建設工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下この項及び次項において「建設リサイクル法」という。）第9条第3項に規定する規模以上の建設工事の場合は、当該建設工事に係る建設リサイクル法第12条第1項の書面を工事担当課に提出し、契約を締結する前に、その内容を説明しなければならない。

2 落札者は、前項の説明を行った後、落札決定後5日以内に、工事の内容に応じた対象建設工事の請負契約書に係る記載事項届出書を契約担当職員に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出された書面に記載された解体工事に要する費用等に関する事項は、当該建設工事の請負契約書に記載するものとする。

4 落札者が、第2項の書面を期限内に提出しない場合は、契約を締結する意志がないものとみなし、落札決定の取消しを行うものとする。

5 前項の取消しの決定を行った場合には、第7条第1号の規定により新たな落札者を決定するものとする。

（契約書の提出）

第13条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約担当職員から交付された契約書の案に記名・押印をし、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当職員に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当職員に提出しなければならない。ただし、契約担当職員がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(入札結果等の公表)

第14条 入札結果等の公表は、落札決定後速やかに当該落札に係る工事名、工事の場所、入札執行年月日、全入札者の商号又は氏名及び入札金額等の入札経緯について、管理者が別に定めるところにより、公表するものとする。

(異議の申立て)

第15条 入札をした者は、入札後、この心得、設計書、仕様書、図面、現場説明書、契約書、現場等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、入札の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この心得は平成27年10月19日から施行する。

入札書

¥

ただし、

工事名 平成 年度

工事場所 東広島市

の工事請負代金として

上記のとおり、広島中央環境衛生組合建設工事執行規則、広島中央環境衛生組合契約規則及び広島中央環境衛生組合建設工事競争契約入札心得を承諾して、入札します。

平成 年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

所在地

商号又は名称

氏名

平成 年 月 日

設計図書等に対する質問書

広島中央環境衛生組合管理者 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号（ ） -

申請者氏名

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 担 当 課	
質 問 事 項	

注 質問に対する回答は、入札公告に定める期間内において工事担当係において閲覧に供するものとする。

平成 年 月 日

設計図書等に対する質問の回答書

広島中央環境衛生組合管理者

質問書に対する回答は、次のとおりです。

工事名	
工事場所	
質問内容	
回答内容	
添付図書の有無	

注 参考図書等がある場合には、「添付図書の有無」の欄に記入すること。

入札辞退届

平成 年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

所在地

商号又は名称

氏名

印

下記の入札について、都合により入札を辞退したいので、広島中央環境衛生組合建設
工事競争契約入札心得第4条の規定により届け出ます。

入（開）札日	
入札番号	
件名	
辞退する理由 （主な理由を 一つだけ選ぶ こと。）	1 配置技術者の確保が困難である。 2 作業員の確保が困難である。 3 下請負人の確保が困難である。 4 工期内に完成させることが困難である。 5 その他（ ）

(第3条関係)

委任状

平成 年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

所在地

商号又は名称

氏名

私は、.....を代理人と定め、次の

権限を委任します。

工事名.....

工事場所.....

の入札及び見積に関する一切の権限。

なお、代理人が入札及び見積に使用する印章は次のとおりです。

代理人印

